

春日部市税条例の一部を改正する条例

春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<u>（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u>	
<u>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる方法とする。</u>	第8条から第17条まで <u>削除</u>
<u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u>	
<u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を</u>	

更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額(当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている市の徴収金がある場合はその金額を加算した額。以下この節において同じ。)が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保

に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（7） その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類

（2） 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

（3） 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

（4） 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

（5） その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

（2） 第1項第2号から第7号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

（2） 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

（3） 猶予期間の延長を受けようとする期間

（4） 第1項第5号から第7号までに掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び第5号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下次条第2項において同じ。)において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「申請による換価の猶予」という。)をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方

法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号又は第7号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号及び第7号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額（当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている市の徴収金がある場合はその金額を加算した額）が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、春日部市公告式条例（平成17年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者等)

第23条

(公示送達)

第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、春日部市公告式条例（平成17年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者等)

第23条

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（市民税の申告）

第36条の2

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（市民税の減免）

第51条

2

（1）納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

（2）（略）

（3）（略）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第55条

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（市民税の申告）

第36条の2

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（市民税の減免）

第51条

2

（1）納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

（2）（略）

（3）（略）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第55条

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校

法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2

（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出）

第63条の3

（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番

法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2

（1） 代表者の住所及び氏名

（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出）

第63条の3

（1） 代表者の住所及び氏名

<p><u>号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	
<p>2 (1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (固定資産税の減免)</p>	<p>2 (1) 代表者の住所<u>及び氏名</u> (固定資産税の減免)</p>
<p>第71条</p>	<p>第71条</p>
<p>2 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (住宅用地の申告)</p>	<p>2 (1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> (住宅用地の申告)</p>
<p>第74条</p>	<p>第74条</p>
<p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (被災住宅用地の申告)</p>	<p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</u> (被災住宅用地の申告)</p>
<p>第74条の2</p>	<p>第74条の2</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u>並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (軽自動車税の減免)</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u>並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (軽自動車税の減免)</p>
<p>第89条</p>	<p>第89条</p>
<p>2 (2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p>	<p>2 (2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称</u></p>

<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条</p> <p>2</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、<u>住所及び個人番号</u> (個人番号を有しない者にあつては、<u>氏名及び住所</u>) 並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条</p> <p>2</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名 <u>及び住所</u> 並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>
<p>第139条の3</p> <p>2</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>	<p>第139条の3</p> <p>2</p> <p>(1) 納税義務者の住所 <u>及び氏名又は名称</u></p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>
<p>第147条</p> <p>(1) <u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称</u>)</p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>第147条</p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>)</p>	<p>第10条の3</p> <p>(1) 納税義務者の住所 <u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>2</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>3</p>	<p>2</p> <p>(1) 納税義務者の住所 <u>及び氏名又は名称</u></p> <p>3</p>

<p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u></p>
<p>4</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>4</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>5</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>5</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>6</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>6</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>7</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>7</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>8</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>8</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>9</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>9</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>10</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>10</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>
<p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第13条の4</p>	<p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第13条の4</p>
<p>2</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>2</p> <p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u></p>

<p>3</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>3</p> <p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u></p>
<p>4</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>4</p> <p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u></p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>
<p>第22条</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>	<p>第22条</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u>並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>
<p>3</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>3</p> <p>(1) 代表者の住所<u>及び氏名</u></p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条から第7条までの規定 平成28年1月1日
- (2) 第8条から第17条まで、第18条、第23条第3項及び第56条の改正規定並びに次条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の春日部市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の春日部市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に

規定する申出書、新条例第71条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項及び第90条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項及び第90条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第147条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第147条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による申告については、なお従前の例による。